

公益財団法人秦野市スポーツ協会理事会運営規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人秦野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）の定款第49条に基づき、この法人の理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、事業年度ごとに、3回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が開催の必要を認めるとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から会長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(招集者)

第4条 理事会は、会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、公益財団法人秦野市スポーツ協会業務執行理事職務規程（平成28年4月1日施行、以下「職務規程」という。）に規定する総務担当副会長（以下「総務担当副会長」という。）が、総務担当副会長が欠けたとき又は事故あるときは職務規程に規定する財務担当副会長（以下「財務担当副会長」という。）が理事会を招集する。ただし、第2条第3項第3号により理事が招集する場合及び同条第3項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 第2条第3項第3号による場合は、その請求をした理事が、同条第3項第5号による場合は、その請求をした監事が理事会を招集す

る。

3 会長は、第2条第3項第2号又は同条第3項第4号に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員改選直後の理事会は、各理事が招集することができる。
(招集通知)

第5条 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 前項の書面による通知に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的な方法により通知することができる。

3 前2項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、総務担当副会長が、総務担当副会長が書けたとき又は事故あるときは財務担当副会長が議長の職務を代行する。

2 前項にかかわらず、理事全員改選直後の理事会の場合は、出席した理事の互選により選任された者が、議長に当たる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第8条 理事会の決議は、議決について加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。前段の場合において、議長は理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第9条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。

ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第89条に定めるものとする。

(報告の省略)

第10条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、この法人の定款第25条第4項の規定による報告については、適用しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、必要な場合には意見を述べるものとする。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって別表に記載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名押印をする。

(議事録の配布)

第14条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を報告するものとする。

(権限)

第15条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、代表理事及び業務執行理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第16条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

ア この法人の業務執行の決定

イ 理事の職務の執行の監督

ウ 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

エ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

- オ 重要な財産の処分及び譲受け
- カ 多額な借入れ
- キ 重要な職員の選任及び解任
- ク 事業計画書及び収支予算書等の承認
- ケ 事業報告及び計算書類等の承認
- コ その他法令に定める事項

- (2) その他必要な事項の規程の制定、変更及び廃止
- (3) 基本財産の指定、維持及び処分
- (4) その他定款に定める事項
- (5) その他理事会が必要と認める事項
(報告事項)

第17条 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごと通常理事会において年2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実やおそれ、若しくは著しく不当な事実やおそれがあると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 理事が次の各号に規定する取引をしたときは、遅延なくその取引の重要な事実を開示し、理事会に報告するとともに、評議員会においても承認を得なければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
- (3) 一般社団法人が理事の責務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(事務局)

第18条 理事会の事務局は、この法人の職員がこれに当たる。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 18 日から施行する。

別表

議事録記載事項

I 通常の理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所
- 2 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨
 - ア この法人の理事会運営規程第2条第3項第2号による会長以外の理事の請求を受けた招集
 - イ この法人の理事会運営規程第2条第3項第3号による会長以外の請求をした理事の招集
 - ウ この法人の理事会運営規程第2条第3項第4号による監事の請求を受けた招集
 - エ この法人の理事会運営規程第2条第3項第5号による監事の招集
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- 5 次の規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ア この法人の理事会運営規程第16条第2号による理事の報告
 - イ この法人の理事会運営規程第17条第2項による監事の報告
 - ウ この法人の理事会運営規程第11条による監事の意見
- 6 この法人の定款第39条第2項により議事録署名人とされた会長以外の監事で、理事会に出席したものの氏名
- 7 議長の氏名

II この法人の定款第37条のみなし理事会

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 上記1の事項を提案した理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

III この法人の定款第38条の報告省略

- 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 2 理事会への報告を要しないものとされた日

3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名